

# A study on the reformation of the feudal school "Meirindo" of feudary Kaga (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Komatsu, Shukichi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00005284">https://doi.org/10.24517/00005284</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



## 加賀藩明倫堂の学制改革(二)

小松 周 吉

## まえがき

## 一、明倫堂の設立と四民教導

## (一) 明倫堂の設立

## (二) 四民教導と加賀藩の身分制

## (三) 明倫堂の教育内容と出席者

## (四) 明倫堂設立の歴史的背景

## 二、享和期及び文政期の学制改革

## (一) 享和期の学制改革

## (二) 文政期の学制改革と教諭政治

(以上「加賀藩明倫堂の学制改革(一)」本紀要  
第二十号所収)

## 三、奥村栄実と天保の改革

奥村栄実(実)は奥村尚寛の第四子で文化元年(一八〇四)一三才で父の後を継ぎ、同三年寄席の見習を命ぜられた。文政元年(一八一八)、栄実(実)は藩主斉広の誼を得て、月番加判以下一切の職を解かれ、謁見を禁ぜられたが、後に謁見のみは許された。文政七年(一八一八)が没し、齊泰が藩主となったが、齊泰は深く栄実(実)を信用し、しばしば人を介してその意見を徴したので、以後栄実(実)の意見は藩政を指導することとなった。

さて当時の藩財政々策をみると、先候(先)齊広の時代、藩財政はいよいよ逼迫し、窮余の一策として、文政元年には仕法調達銀を課した。これは名称は新しいが実は旧来行われてきた取除頼母子であって、その主権者がすでに財政の信用を失った藩当局であるため庶民に歓迎されるはずもなかった。藩は強制的にこれに加入させた。

仕法調達銀の方法は、銀一貫目を一口とし、六〇口を一組とし、七月・一二月の抽せんにより、第一〇会まで毎回二人宛、第一回は残り全部に償還することとし、一人で一口加入できないものは数人で一口を負担することを認めた。したがってたとえば文政元年に成立した組は同六年には全部償還されるはずであった。ところが文政三年藩は突如として償還期限を五年間延期し、さらに齊泰の文政九年にいたって遂にその契約を破棄し同時に藩より仕法調達銀を借用した藩士の債務を解除するという徳政を実施したのである。

ついで文政八年には民間より御召米を徴収する新法を実施した。これは藩用という名目で米を買上げ、これを大阪に輸出して利鞘をかせぐという方法であるが、秋冬の海上輸送の困難な時期にはこの米穀切手を金融業者である銀仲(ぎんすわい)に質入れして借銀したので、翌春の輸出期にはまず藩の借銀を銀仲に返済し、その質権を解除した後でなければ米を船積みすることはできないはずであった。ところが、四月藩は銀仲からその切手を奪回して米を輸出し、銀仲には五か年

の間に借銀を支払うことを約束したが、最初の一か年のみこれを実行して以後はうやむやにしてしまった。これによって藩の得た利益は銀三一・九貫目に達したという。

さらに翌文政九年五月諸子より上納する借知の比率を増加すべきことを命じ、六月には領内三州に対し御用銀七、〇〇〇貫目徴収の命令を発している。後者はわずか一二日間に上納させるといふ強引なものであったから民衆の不安と不満が高まり、粟が崎その他に農民騒擾が起っている。

以上のような反動的な藩財政々策のうち、文政七年以後のものはすべて栄実の献策によるものであったのである。

さて天保期に入ると三年以来凶作が続き藩財政はいよいよ逼迫したため、八年(一八三七)六月藩はまたしても秩禄二〇〇石以上の藩士の半知借上を実施した。そしてこの半知借上によって困窮する藩士及び藩士の債務不履行によって損害を受ける庶民を救済するため、翌七月「天保の御改法」<sup>1)</sup> 天保の改革を実施したのである。「天保の御改法」とは徳政のことである。すでに述べたように、藩主治脩の天明五年(一七八五)―前藩主重教の「院政」を開始した年―には第一次の徳政を行なって領内借銀の棒引を実施し、文政九年(一八二六)には調達銀を借用した藩士の債務を解除するという第二次の徳政を実施してきた。「天保の御改法」は第三次の徳政である。

その内容はおよそつぎのごときものである。<sup>2)</sup>

- (一) 町方における町人相互の貸借はすべて無利息。利息のうち従来支払った分は元金より差引き残金を相対にて年賦償還。
- (二) 百姓相互の無利息貸借も同様、年賦償還。加利定借の分は解消。ただし町方及びそれに準ずる地域よりの債務はすべて解消。
- (三) 質物は無利息十分の一の元入れで請け出すこと。
- (四) 藩から村方への貨物は無利息年賦償還、ないし解消。

- (五) 質入高(これは禁止されていた)は今度にかぎり特主へ返還。
- (六) 他村へ切高した分は、代銀を切人より出させて本村へ引きとらせること。

(七) 享和二年(一八〇二)以後町人へ切高した分(これも禁止されていた)は没収。(御縮高、取揚高という)

このような天保の改革には、かつて来沢して、大阪商人からの借銀の整理と国産奨励を説いた海保青陵の国富策の影響などはみじんもみられなかった。齊広の文政六年八月三たび産物方が開始され、産物銀の貸写による国産奨励と江戸への販路開拓政策が強くおし進められたことはすでに述べたが、天保の改革は、むしろこのような進歩的な国富策を挫折させるものであった。薩長をはじめとする西南諸藩が、同じ天保期の改革によって青陵流の国富策による財政の建て直しに成功し、幕末期の政治過程に主導的地位を確立していたことは衆知のことであるが、加賀藩では遂にそのような方向を見出すことはできなかったのである。

注1、以下天保期に至るまでの財政々策については、石川県史第二編九〇―一九二頁によった。  
2、若林喜三郎 銭屋五兵衛 九九頁。

#### 四、奥村栄実と天保期学制改革

天保の改革の行なわれた年の前年、すなわち天保七年(一八二六)二月、本多政和、横山隆章、前田孝本、長連弘、奥村惇叙らの重臣は、藩治振興策について藩主齊泰に上書しているが、その中につきの一節がある。

(上略) 若し夫れ風俗の革正に至りては、先世以来屢厳令を発し給ひしに拘はらず、尚善く化すること能はざるもの、恐らくは政事の未だ宜しきを得ざる所あるに非ざるか。蓋し方今の弊風挙げて数ふ可からずといえども、その最も甚しきは、人情輕薄にして信義を重んぜず、射利に走り、廉恥を欠くにありて、その因りて来る所、一に政令の不信に基づくもの、如し。然らば即ち風俗を正しからしめんとするには、先づ政治の局に当る者

をして、名実相反するの行からしむるに若かざるなり。且つ夫れ善治を得んとせば、政教並び行はれざるべからず。昔者治脩候<sup>こゝ</sup>に以て所ありて学校を創立せしも、その法未だ全く備はれるにあらず。是を以て今学校を修補して人材の薰陶に努め、業成るに随ひてこれを政務の諸職に充てば、則ち風俗の革正を期するに於いても、また大に裨益する所あるべし。但し此の如きは歳月の長きを要し、府庫充実せる時に當りて為すべき策にして、現下焦眉の急に應ずべき計にはあらず。今は則ち国用の足らざるに困しめりといえども、救済の道は必ずしも金穀を散するによりてのみ得べしとすべからず、苟くも局に當る者、その処置宜しきを得ば、恩沢を普及せしむること敢て難きにあらざるなり。(下略)

この上書は重臣らが奥村栄実の意を体して行なつたものであり、そこには栄実の明倫堂学制改革に対する考え方が明瞭に示されている。すなわち「風俗」の正しくないのは、「政事の未だ宜しきを得ざる所」があるからで、それは「一に政令の不信に基づくものである。よって「風俗」を正しくするには、「政治の局に當る者をして名実相反するの行なからしむる」ことが大切である。そのためには「学政を修補して人材の薰陶に努め、業成るに随ひてこれを政務の諸職に充てなければならぬ」というのである。これは、明らかに人持・頭分など上級士族の教育を重視した文政期学制改革の方針の継承である。

しかし上書は、このような人材育成による政治改革は年月を要するもので、「現下焦眉の急に應ずべき計にはあらず」ともいつている。その「現下の焦眉の急に應ずべき計」として前記の「天保の御政法」―徳政が実施されたのかも知れないが、そうだとすればそこには大きな矛盾がある。一方では「風俗の革正」のためには政令の信を回復すべきであり、そのためには「名実相反する行」のない人材を育成して政務の諸職にあてるべきだとしながら、他方では庶民の不信を決定的なものにする徳政を実施するがごときは、矛盾の甚しいものといわなければならないからである。

栄実は、天保九年(一八三八)学校総奉行に任せられると間もな

く学制改革に着手した。すなわち翌一〇年二月には学校頭を廢して督学を置き、同年四月にはつぎのような「明倫堂御規則」を布達した。

#### 明倫堂御規則

- 一、御家人持以下平士並以上嫡子・嫡孫之人々、十五歳より廿三歳迄九ヶ年間、不洩生徒被仰付候。尤曾孫・玄孫可為同事。
- 附、父之代番相勤候者も可為同事候。将又家芸有之人々之嫡子・嫡孫は生徒被仰付間敷候。但、御儒者之嫡子・嫡孫は可為格別候。新番小頭・三十人頭・坊主頭之嫡子・嫡孫も、生徒不被仰付善に候。且又御鷹匠小頭以下之せが等は、向後生徒被仰付間敷候事。
- 一、生徒年限中、若親跡目相続被仰付候共、人持之外は無御構廿三歳迄其儘生徒被仰付置候事。
- 一、廿四歳以上之嫡子・嫡孫も生徒相望候はゞ、願次第一年初可被仰付候事。
- 一、仙石帯刀等並之人々、且又御馬廻等平士並在勤之人々役懸は除之、其余相望候者は願次第、右嫡子・嫡孫年限等之通生徒可被仰付候事。
- 一、生徒年限之上留学相願候はゞ、一年切可被聞届候。其上にも尚又留学仕度人々は、年々相願可申事。
- 但、依頼被仰付嫡子・嫡孫暨在勤之人々留学之儀も、本文之通たる可事。
- 一、生徒列之儀、一席之内に而三等に分ち、人持嫡子・嫡孫一列、頭分嫡子・嫡孫一列、平士嫡子・嫡孫一列に相立、一列之内各輪順を以列居可仕候。在勤之生徒は引離れ罷在、其内に而之等級は右に準じ、仙石帯刀等並一列、平士一列に相立、一列之内は可為輪順事。
- 一、平士並以上之嫡子・嫡孫、於明倫堂素読修行之人々卒業候はゞ、十五歳に相成不申候得共生徒可被仰付事。
- 但、自分に素読修行之人々、十五歳以前卒業候はゞ、願次第試業之上生徒可被仰付事。
- 一、十五歳に相成候はゞ、素読卒業無之共生徒可仰付候間、尚又素読をもいたさせ可申候事。
- 一、初学之輩教授等講解を以為相学可申事。
- 一、生徒指引之儀、一席宛其席へ罷出候訓導より相勤候事。
- 一、生徒勤学中春秋兩度宛試業可被仰付事。
- 但、一席切会読相済候授読之書篇を弁書致させ可申候。尤主付之教授・助教に而撰、甲乙に依而転席可申談事。
- 一、生徒勤学中或は滿限之上も、抜群之者入舎可被仰付事。
- 一、遠処在任之人々嫡子等之儀は、追而可申渡事。
- 一、平士並以下之二・三男等、暨夫より以下御歩並迄之子弟俊異之者は、

別段に御取用可有候事。

右生徒

一、句読師之儀、是迄読師相動来候通会読可仕候事。

但、一会一書たるべき事。

一、人持内当年十五歳以上廿九歳迄之人々、役懸り之外毎月会読被仰付候。今般生徒に相洩候同組嫡子・嫡孫廿四歳より廿九歳迄之人々、并二三男等十五歳より廿九歳迄之者、右席へ可致出座候。来年より十五歳に相成候人々、且追々生徒御免之者も出座致さすべき事。

但、右人々三十九歳に相成候迄会読被仰付候。且又此度三十歳以上に而も、是迄会読に罷出候人々は可致出座候。是迄罷出候とも、相望候者是不拘年齡断之上可致出座候事。

一、御大小将会読是迄之通たるべき事。

一、是迄四・九夕諸組会読之儀、只今之通り被立置候条、御家中之人々并生徒之外、無息人暨陪臣・町医師等も罷出可申事。

但、人持組・御大小将組暨人持之子弟は、此処へは罷出申間敷候。且又席敷之儀、出座人員数見計相立可申候。此席之儀尤教授・助教主付相動可申候へ共、時宜に寄訓導・訓蒙よりも助合会頭相動可申事。

一、会読之儀都而陶取を以弁解可仕候。列之儀句読師并人持会読席は、動仕之人々一列、子弟之人々一列、各輪順を以相立可申候。御大小将会読も向後輪順たるべく候。諸組会読は列之儀不及沙汰事。

右会読

一、毎月講書組当りに而聴衆罷出候儀、只今之通たるべき事。

一、毎月三度兵書講釈可仰付候。出座之儀は追而可申渡事。

右講書

一、人持以下平士並以上、役懸り之外、来る寅年十八より廿九歳迄之人々明倫堂試業被仰付、其後右人々三十九歳に及候迄、三ヶ年に一度宛試業可被仰付候。且又卯年以後年々十八歳に相成候者、是又試業可被仰付候事。

但、役懸り之人々、并本文より年丈候人々も、相望候者は願次第試業可被仰付候事。

一、今般生徒に相洩候内、廿四歳より廿六歳迄之嫡子・嫡孫、并此後生徒御免之人々も、来る寅年より以後三十九歳に相成候迄、三ヶ年に一度宛試業可被仰付候事。

一、家芸有之人々等は試業不被仰付筈に候。

但、相望候者は家芸等之様子次第可被仰付候事。

一、人持以下平士以上之・三男等、且又平士並以上内遠所在住之人々并二・三男等、暨夫より以下御歩並迄勤仕之人々、試業之儀は、追而可申渡事。

右試業

四

一、素読出座之儀、是迄之通たるべく候。依而此以後新に出座相願候者は、願之趣督学へ相達、督学承届入学いたさせ可申候。

但、素読は向後十四歳迄に限り可申候。若滿限之上未熟之者は、十七歳迄素読いたさせ、其上は卒業無之とも出座指留可申事。

附、是迄素読仕来居候人々之儀は、右年輩以上之者も、来子年迄は其儘為致稽古、丑年以後都而本文之通りたるべく候。且又平士並以上嫡子・嫡孫十五歳に及候へば、素読卒業無之共、生徒被仰付儀等は、生徒之ケ条中に有之通之事。

右素読

一、易学之儀、是迄之振を以稽古等被仰付。

右易学

一、勤学之人々心懸次第、詩文をも相学せ可申事。

右詩文

右之通可被仰付旨候条、夫々其心得可有之候。将又国学・律学・礼法・算術等稽古をも追々可被仰付候。是等之儀は追而可申渡候。以上

己亥四月

なおこの年七月、藩は後述するような「毎月稽古割」を発表して新学制による「稽古始」を布達しているが、その「毎月稽古割」には右の「明倫堂御規則」とほとんど同じ内容の前文が付されている。その前文の冒頭に「今般学政御修補に付、生徒之儀入学生与唱候様被仰出候事」とあって、この時から生徒を入学生と呼ぶことになったことが明らかである。もう一つ、「年寄中嫡子・嫡孫も入学被仰付罷出候に付、人持嫡子・嫡孫之上に一列輪順を以列居いたし候筈之事」とあって、明倫堂発足以来いまだかつて一度も見られなかった、重臣の子弟の入学に関する規定がここにはじめ見られるのである。

注1 石川県史第二編 九二四―九二五頁

2 加賀藩資料第一五編 三六一―四一頁

3 同 五九一―六五頁

五、天保期学制改革の内容

さて右の「御規則」を中心とし、これに若干の史料を補足しながら天保期学制改革の内容を考察することにする。

## (一) 就学の義務制

敗革の第一点は、明倫堂への就学が義務化されたことである。ここで明倫堂のこれまでの就学状況について触れておこう。

明倫堂の就学状況を正確に伝える史料は乏しい。日本教育史資料には「文化十年九月大島忠蔵より菊地九右衛門等へ建言セシ書中子弟ハ生徒ヲ願ヒ素読生三百人ニ越ユトアルヲ以テ当時ノ隆盛ナルコトヲ証スルニ足ル、又大島清太学政私考中載ストコロニヨレバ生徒人数大略二百人ト図リ云々トアリ是ハ天保九年ニ記セシモノナルヲ以テ私考ト雖尚ホ当時ノ状況ヲ察スルニ足レリ」とある。しかしこの三百人あるいは二百人という数字が単に在籍者の数を示すのか、または実際の日々出席者の数を示すのかは明らかではない。

ところが他方には、このような数字が実質的な出席者を示すことを疑わせるような史料がある。それは、講席や会読に出席者が少ないために発せられた出席督励のためのような布達である。

## ○ 文政二年六月

文武之学校は第一御家中之諸士暨子弟等教導のため被建置候処近來は文武とも懇躰出坐寡く講日組当り杯は別て人少に候勤仕有之者は差支之事も可有之候得共官暇には心掛可申為子弟者は勿論無懈怠相励可申儀に候此段嚴重相心得候様可申渡旨被仰出候事(下略)(2)

## ○ 文政四年十二月

經武館への出席督励(史料略)(3)

## ○ 文政五年十月

經武館への出席督励(史料略)(4)

## ○ 文政六年二月

近頃は文学校に於て若年之人々出精之並素読人も多く出席有之候然処人持頭分講書定日出座甚薄く相聞候右は何も在勤之事に候得は繁勤之輩は毎度難罷出儀も可有之其上壯年之人々とは遠万端熟練之趣に候得は今更読書等不承候共心得有之事に候得共又重役之人々不絶出席有之候得は別て年若之人々進みて相成候之事に候間人持頭分聴聞之定日には不絶罷出候様有之度思召候(下略)(5)

## ○ 文政六年九月

先達て於文学校会読就被仰付候人持子弟之人々暨有祿之人々も罷出来候月数も重り候に付学校頭より当時出坐之人数相調理近々名書指上候筈に候

(中略)自然未御出座も無之御面々も御坐候は、以来右定日何分御出坐御坐候て可然存候猶御勤考御坐候様致度候以上(6)

## ○ 天保二年十一月

(前略)文学校の儀講日の外は近頃相応に出坐も有之候に付分て被仰出は無之候へとも諸組共組当り講日出坐人次第に相減候躰被聞召候併申には数年不怠出坐仕人々も有之候由此段は奇特に被思召候前段の通り出坐相減候ては講日被建置候御詮も無之儀に候条支配人得と相心得以後不絶出坐有之候様可被申談候此段可申渡旨被仰出候事(7)

## ○ 天保二年十一月

武学校への出席督励(史料略)(8)

## ○ 天保二年十二月

今日御組御筆頭前田監物様え御談之儀有之候に付四時前御出被遊候処大炊様御覚書を以御談被成候事

(御覚書)(前略)文武出精方之儀被仰出も有之候へ共程経候得は兎角意勝に相成候に付諸頭等相心得組支配等申談其組中自分并子弟等之儀も無油断申談候様にとの御趣意に候各御子弟方之儀も御年若之面々は無油断出精可有之事に候間其心得尤に候(中略)尤御子弟方之儀は無御油断御心得可有之候且又文学校講日をも被建置候事に候間御心得も可有之儀に候(下略)(9)

また明倫堂では、講日の出席を容易にするためのつぎのような手続の簡略化を行なっている。その一つは足輕・坊主・小者の子弟及び町在の者の出席についてである。これまで配当された講日が毎月二八日であったが、この日は町会所式日であるため町役人は出席できないし、また偶数日は諸役所の勤務があつて足輕なども出席できない。それに出席者は頭支配を経て学校へ届出ることになっていた。

そこで文政二年八月これらを改めて、講日を毎月二九日とし、出席者は、組支配名または裁許肝煎名を肩書した「名書」を学校に持参すればよいことにした(10)

その二は陪臣の出席についてである。これまで陪臣の出席については助教を経て学校頭へ届出ることになっていたのを、天保四年これを改めてそれぞれの主人から「名書」を学校頭へ提出すればよいとした(11)

以上のように、しばしば出席の督励や、出席手続の簡略化などを

行なったのは、明倫堂受業者の出席状況が必ずしも好ましいものではなかったからであると考えられる。そしてそのような状況を克服するためであろうか、天保の学制改革では明倫堂入学の義務制が実施されたのである。

すなわち人持以下平士並以上の嫡子嫡孫は、すべて一五才より二三才までの九年間生徒（入学生）として就学を義務づけられ、希望者についてはさらに一年間在学することが認められた。一五才以前でも素読を修了したものは生徒を命ぜられるし、一五才になると素読を卒業しなくても生徒を命ぜられることになった。また人持以外は、生徒である間に跡目相続しても生徒であることに変わりはないとされた。

さらにさきにも触れたように、重臣の子弟の入学についてはじめて規定されることになった。これまで藩の重臣である八家とその子弟の明倫堂への就学については、特権的身分であるためか何ら規定されるところがなかったが、天保の学制改革によってはじめて規定され、しかも人持以下と同様就学が義務づけられたのである。天保一〇年五月つぎのごとく達せられた。

御学政御修補に付而被仰出候趣、申渡候通に候。学校之儀本来曹子之教育方を主と致し候趣に候。御国に而近來之習俗不宜、生徒等相願候者、先に輕き組柄之者に而、身柄之人々は却而学校へ致入学候儀を愧ぢ候様成姿も相見え、第一学問と世事とを別儀之様に存誤り、或文学・武学を兩端と思進候族も有之、甚御趣意に違候事に候。依之今度御仕法被仰付、身柄之人々嫡子・嫡孫を御仕立を專に被仰付、依而は教官之人々品位を御進め、名称等をも御改被成候。然共都而御法制は如何様にも相立候事に候へ共、法は未に而、人材之成立は専ら師長之教導方に可有儀に候。如何程之書籍之上を講究いたさせても、躬行踐履之実を責不申候ては、都而口弁之資といたし候処抔にも権移り、随而文武を兩端と心得候様之弊風も生じ可申儀。左候而は其詮も無之事に候。（中略）

人材選挙之上に至り候而も、心術行儀を先といたし、次には才学芸能に及び、虚文を以御取立之儀無之様、重々可有詮議候。尤督責方において、向後御賞罰之極めを被立置、勅懲之道も可被行候へ共、先は教官之人々涵育薰陶之功を以、人材成立自他之処へ為至候を主意と心得申答に候。（下

略）<sup>(12)</sup>

これによると、これまで入学を希望するものは身分の軽い者たちであって「身柄」（重臣）の人々は学校へ入ることを「愧ぢ」と心得、また学問と「世事」とは別ごとと考え、文学と武芸とは両立しないものと思ひこんでいるのは大きな間違いである。そこで今度の学政改革によって、重臣もその嫡子・嫡孫を入学させ、その教育に専念しなければならぬ、とされたのであるから、教官たるものは「躬行踐履之実」をあげるよう十分の指導をすべきであるというのである。このことは、不就学を身分の特権として認めてきた従来の慣行を否定するものとして、進歩的意味を持つものであった。

ところで以上のような明倫堂への就学の義務制がどの程度実現されたか、それを確かめる史料に乏しい。しかし天保一三年五月には、御歩並以上の子弟のうち一四才に達した者の学校への届出を督促しているし、その翌月には諸士の明倫堂への出席を督促しているところをみると、義務制がそう厳密に実施されたとは思われぬ。「天保の御改法」という反動的な改革の一環として行なわれた学政改革であり、国家（藩）のための学門を学ぶことを強制される義務制であってみれば、それは厳密に実施されるはずもなかったのである。

なお生徒の着席順序がそれぞれの身分に従って三等の列に区分され、各列は年令順によって並ぶことが「御規則」によって定められたが、これは、学内における身分制の強化とみることができよう。

## (二) 会読の重視

教授方法として会読が著しく重視され、その回数が大幅に増加した。とりわけ人持の場合は、一五才以上二九才まで役懸りのほかはすべて毎月の会読に出席することを命ぜられている。これは、人持・頭分など上級士族及びその子弟の教育を重視した文政期学政改革の方針の継承であり、同時にそれは、会読・討論を重視して学問の

「有用ノ義」を期待した享和期以来の学制改革方針の具体的展開でもあった。

天保一〇年七月定められた「毎月稽古割」<sup>(15)</sup>はつぎの通りである。

毎月稽古割

講書

- 二 日 朝五半時より 夕八時より
  - 人持頭分子弟共。
  - 御大小将六組・同御用番支配子弟共、并御奥小将・御表小将・御側小将之子弟。但御用に而指支配人々者、七日朝・夕之内不時に可罷出事。
- 七 日 朝五半時より 夕八時より
  - 御馬廻六組子弟共。但御用に而指支配人々は、同日夕可罷出事。
  - 御馬廻六組・同御用番支配子弟共。但御用に而指支配人々は、同日朝へ可罷出事。
- 十二日 朝五半時より 夕八時より
  - 定番御馬廻八組・組外四組・同御用番支配子弟共。但御用に而指支配人々は、同日夕へ不時に可罷出事。
  - 寺社奉行支配平士・御射手・御異風・町同心・火矢御用・御厩方・新番組御歩小頭・三十人頭・御儒者・御医者・御茶堂頭・坊主頭・諸小頭・同並・新番組御歩子弟共。但御用に而指支配人々者同日朝へ不時に可罷出事。
- 十七日 朝五半時より 夕八時より
  - 与力、御大工頭子弟共。但御用に而指支配人々は、二十二日朝不時に可罷出事。
  - 人持子弟共。
- 二十二日 朝五半時より 夕八時より
  - 御鷹匠・六組御歩・定番御歩・同並・御歩並・御鷹役・御算用者・同並子弟共。但御用に而指支配人々者、二十七日朝不時に可罷出事。
  - 頭分子弟共。
- 二十七日 朝五半時より 夕八時より
  - 御料理人・同並・御細工者・同並・割場奉行支配御歩並・御馬奉行支配御歩並・御手廻組御小人頭・同並・町下代・同並・御大工・同並・穴生・御壁塗・御普請会所下裁許・町奉行支配・御弓方等御細工人子弟共。
  - 足輕・坊主・小者子弟共・町在之者。

会読及び諸学科

- 三 日 夕八時より 夕九半時より
  - 句読師会読。○同、医学。○同、算学。
- 四 日 夕九半時より
  - 句読師会読。○同、諸組会読。

- 六 日 夕九半時より 人持子弟共会読。
  - 八 日 " " 句読師会読。○同、礼法。
  - 九 日 " " 句読師会読。○同、諸組会読。
  - 十 日 " " 易学。
  - 十一日 " " 御大小将会読。
  - 十三日 " " 句読師会読。○同、医学。○同、算学。
  - 十四日 " " 句読師会読。○同、読組会読。
  - 十六日 " " 人持子弟共会読。
  - 十八日 " " 句読師会読。○同、礼法。
  - 十九日 " " 句読師会読。○同、諸組会読。
  - 廿 日 " " 易学。
  - 廿一日 " " 御大小将会読。
  - 廿三日 " " 句読師会読。○同、医学。○同、算学。
  - 廿四日 " " 句読師会読。○同、諸組会読。
  - 廿六日 " " 人持子弟共会読。
  - 廿八日 " " 句読師会読。○同、礼法。
  - 廿九日 " " 句読師会読。○同、諸組会読。
  - 晦 日 " " 易学。
- 一、毎朝五時より素読。但佳節朔望二七除之。内三々辰上刻より午刻迄温習。
- 一、毎日朝自五半時、夕自九半時、入学生会読。但佳節朔望除之。
  - 一、御近習之面々者、毎月二十七日夕之外講日出座勝手次第之事。
  - 一、講日組当り、其頭、支配人不時に罷出候儀勝手次第之事。
  - 一、厄介人学校へ出座不指支人々者、毎月二十二日朝講席不時出座之事。
  - 一、小松御馬廻・魚津御馬廻、毎月十二日朝出座之事。
  - 一、遠所在住之与力、毎月十七日朝組当り講席出座之事。
  - 一、遠所在住之下裁許・同町下代・小代官、毎月二十七日朝講席出座之事。
  - 一、御茶堂小頭・坊主小頭・檢校・御用相動候町医師・御手役者、二十七日朝講席不時出座之事。但檢校・御手役者之外子弟、二十七日夕へ可罷出事。
- 一、陪臣之分並諸社神主、二十七日朝講席へ不時可罷出事。
- 右の稽古割によると、まず講日と講席の配当については、これまでのもの、つまり文政期改革のものほとんど変わりはない。ただ人持・頭分だけの講席が、文政期には月四回であったのが今度の場合は一回減って月三回となっている点が目につく程度である。
- ところが会読については大幅な変更がみられる。すなわち文政期

の場合は、一か月の間に人持子弟会読が三回、書生会読が六回であったのが、今度の改革では句読師会読が一二回、人持子弟会読が三回、御大小将会読が二回、諸組会読が六回、それに入学生生会読が「佳節・朔・望」を除く毎日朝夕二回と大幅に増加しているのである。これは、入学の義務制ともなつて入学生が増加することを予想してのことでもあるが、それにしても会読回数この大幅な増加は、かなり思い切った改革である。

会読に使用された書籍については明確な史料がないが、金沢市史学事編では、句読師会読では近思録・貞觀政要・論語が、諸組合読では左伝・大学・論語・孟子が、入学生生会読では小学がそれぞれ用いられたとしている。

(三) 素 読

素読についてはこれまで通りとしているが、素読を一才までに限るとしているのは、初等教育の段階を年令によって区切る方向をはじめて示したものと見て注目される。

なお天保一〇年には、つぎのごとき「素読生心得之条々」が連せられていたが、その内容は先述した文化三年四月の「論読書生条々」とほとんど同じである。

素読生心得之条々

- 一、学校へ罷出候て、無用之咄合等不仕、尤稽古相済候は、直に退出可致事
- 一、辞義挨拶の儀は、幼儀の第一に候間、疎略の振舞無之様、進退宜敷相心得可申事
- 一、於三席々、列居の儀、猥に着座不仕、帳順を以、作法能可致着座一事
- 一、稽古相初り候ては、別て猥に立さわき申間敷事
- 一、稽古席には、御上壇御右の方は句読師右の方に着座仕、句読相授り候は、左の方に着座仕候て、猶更誦読可致候、御右の方は句読師左の方に着座仕、句読相授候は、右の方に着座仕、前文の通相済候は、可致退出事
- 一、不審の儀、師長に習ひ候節は、進退宜敷教を受可申事

- 一、他人の長短過惡を論し、或は出座の前後なと争申間敷事
- 一、都て致読了候時、前書失意無之哉、試可申、若失意多く候は、立帰り温習いたすべく候、後書移り申儀、伺指図可申事
- 一、誦読の法徐緩にして、声音滞無之様心懸可申事
- 一、素読は学問の階梯に候間、素読一通相済候は、義理の心得を心懸、会読等の席へ罷出可申事
- 一、毎月三日・十三日・廿三日は、辰の上刻より午の下刻迄、四書・五經温習の事
- 一、手跡の儀、随分無油断稽古可致候、十五歳以下の人々、清書毎年二月・五月・八月・十一月各廿五日迄に、其月の上り清書指出可申候、尤平常の通にて、清書紙相改候にも不<sub>レ</sub>及候事
- 右之件々、堅相守可申事

(四) 試 業

つぎに試業についても大きな改革が加えられている。明倫堂で試業が実施されたのは文政二年(一八一九)からである。すなわち文政二年二月五日の達に、

- 一、以来生徒学業試春秋兩度前広より四書五經之内書籍相極談置於席上巻部之内一章又は一段とか及指図弁書為相調其上にて甲乙之次第相定可申候は、学業勳方進に相成可然存候事(下略)

とある。四書五經のうち指定された書籍のある章または一段について弁書させ、これに甲乙の評価を加えたのである。この当時の弁書の内容は不明であるが、嘉永六年(一八五三)の明倫堂試業のさいの経義試業調方等之覚に、

- 一、当年都て孟子滕文公上下篇之内当日惣御奉行より被仰渡の章節弁書之筈に候事

一、調 方

- 何程何々之節或は何之章
- 章意 何々 字訓 何々 解義 何々 余論 何々

とあるから、当時の弁書も、章意・字訓・解義・余論を筆答させたものであろう。明倫堂における弁書は、学問奨励を目的としたもので、幕府の昌平坂学問所の学問吟味や素読吟味の場合のように、特に学問統制(異学の禁止)を意識したものではなかった。

さて天保の学制改革ではこの試業（弁書）制度を一段と強化し、人持以下平士並以上役懸りを除き、一八才以上二九才までの者に試業を実施し、さらにその後三九才になるまで三年に一回宛試業を受けることを義務づけたのである。またこれまで試業は春秋二回実施されていたが、それは「未熟之入学生に御座候へば、其勢自然と数十日之間、專其業に力を用ひ、武事に力を難分<sup>レ</sup>之弊有<sup>レ</sup>之哉と恐御座候」という理由で、天保一年これを年一度を限り実施することとなった。また文政期には弁書の評価を上中下の三等に区分していたが、天保一二年には、弁書の結果と「平生学力」とによって八席の等級（有等席という）を「転席」していく方法を講じている。<sup>(21)</sup>このことは教育方法として競争の原理を導入したことを示すものであつて、教育の近代化にとって重要な意味を持つものであつたが、それだけに身分制を根幹とする封建社会の学校にとってはなじまないものであつた。そのことは、天保八年の大島清太の意見書の一部によく示されている。

是迄弁書匿名に致候得共、以来名前調査せ、且高下之次第相立可<sup>レ</sup>申、謬失之処は朱書を以改竄いたし、当人に相返し申度候、尤品題張出不<sup>レ</sup>候、此儀は伊川先生嘗て議せられ候て、試業に高下を立候ては、人をして争はしめ学者を教ゆるの法にあらずと被<sup>レ</sup>申候儀に従ひ申候<sup>(22)</sup>

ところでこれほど重視されている試業も、人持や平士の二・三男及びそれ以下の下級士族に対しては「追而可<sup>レ</sup>申渡事」として何らの規定も示していないのである。これは、この学制改革が依然として身分制によって強く規制されている証拠であつて、そこには、人材登用の基盤を、身分制を緩和して二・三男や下級士族にまで拡大するという意図は見られないのである。

#### (四) 修学の目標

さて天保の学制改革はどのような修学の目標を旨としたのであるか。それを示す史料として「入学生学的」がある。この史料の時代は明確ではないが、前述のように「入学生」の語は天保の学制改

革によってはじめて用いられたものであるから、この「学的」もおそらくこの時定められたものと考えられる。

「入学生学的」は一一項目からなる長文のものであるが、その要旨を述べると、まず第一項では、学問の基本は「立志」にあるとし、「総て微禄小臣の士たりとも、国家（加賀藩のこと）筆者）の責有<sup>レ</sup>之義に候得は、当時修業の人々、等閑の心得無<sup>レ</sup>之、修身の志を立て、分毫たり共、御国家の為に忠切を致、臣職を尽すべきを目当とし」て修業を怠らず勤むべきであるとしている。第二項では、いかに「有才」といへども学問なくしては、「臣職」をつくすことはできないとしている。なぜならば「学問の道は修己治人の外無<sup>レ</sup>之候得は、禄仕の人其道にうとく候得は、私智の働きのみに相成、事理人情において、是非利害のまよひ可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候」だからである。

第三項では、前項の通り学問の道は「臣職」をつくすことであるから、それは「終身の業」であることを自覚し、小成に安んじて怠慢の心を起してはならないとしている。「他日授職の節に至り」職務多忙の故をもって学問の心懸を放棄してしまうのは、「仕道」と学問とは別であるとする誤った考え方から来しているのである。

第四項では、学問は「活用して働きある」ことが重要で、そのためには、「凡読書は自分にて体認いたし、人情に引当、時世を考へ、古を以て今を証し、義理を察し、道を以事を制し、当用の工夫を磨き候」ことが大切であるとしている。

第五項では、「実行は学問の本意」であるが、「窮理の工夫未熟」のままでは出世のみを望むことは「聖教の戒め、士君子の恥辱に候間」、入学生は、「自分の為の学專一に相心得、外見の模様無<sup>レ</sup>之、誠実に臣職切業の志を立、無<sup>レ</sup>由断一切磋修行可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候」、としている。第六項では、「学問は才識発達の砥石」であるのに、「学力」ある人がかえって「心術鄙劣」で常人にもおとる場合がしばしばあ

るが、これをもって学問の上達は無益であると考えるのは誤りで、これは学問をする場合の心構からくることであるから、入学生は第一項にかかげた心得をもって十分身を慎まなければならない、としている。

第七項では、学問の道にとっては「小学問、小知慧」はかえって障害となるものであるから「博学多識」を心がけ、「博学・審問・慎思・明弁・篤行」の学問の規則を守るべきで、みだりに「実行の工夫」のみを論ずることは慎まねばならないとしている。第八項では、しかし博学が「修行第一」であるといっても、学問には「緩急先後の次第」があるのであって、「いまだ経義も未熟に候て、子類等にわたり、「史も不<sub>レ</sub>窺して先雑書を探り候事」などはすべて無益のことであるとしている。第九項では、読書の法としては、字句文義に拘泥して「古人立言の主意を会得」することを誤ってはならないとしている。

第一〇項では、会読法は単に「読書修行」の方法に止まってはならず、「朋友切磋之間」「心術練磨の工夫」に努力すべきであるとし、第一一項では、会読においては、互に虚心に討論すべきで、「己を是とし人を非とする心」があつては、学問の上達を期することはできないとしている。

さて以上が「入学生学的」の概要であるが、これを全体としてみると、その修学の目標は儒教の伝統的わく組から一步も出るものではなかった。国家<sub>||</sub>加賀藩のための学問を強調し、学問の本意は実行にあるとし、その方法として会読を重視しているが、その学問はあくまで経伝のわくを出るものではなく、修身・齊家・治国・平天下を基本的態度とする道徳的理想主義であった。そして道徳と政治をこのように連続的にとらえる理想主義の立場からは藩の暴力的な政治の現実を正しく把握することはできなかった。また栄実ら藩の為政者にとつても、自ら打ち出している天保の御改法<sub>||</sub>徳政の反

道徳性（反人民性）とこの道徳的理想主義との矛盾については何らの自覚がなかったのである。

そしてこの点こそが、当時栄実が「後門の狼<sup>23)</sup>」として怖れた上田作之丞とその一派（黒羽織党）から鋭く批判されたところであったのである。上田作之丞（天明七年（一七八七）—元治元年（一八六四））は文化六年江戸から来沢し藩に仕えた経済学者本多利明に師事したが、利明はその才を愛し、彼を養子に迎えようとしたが作之丞はこれをことわったという。その年以後作之丞は明倫堂の生徒となったが、成績優秀でしばしば賞賜されたのである。しかし作之丞は明倫堂の学風が訓誥に没頭して少しも実用に益なく、またこれによって立身の見こみもないとして文化一四年（一八一七）藩校を退いて独立し、その居所勸遊館において藩士を指導することとなった。勸遊館の学則に「学問の要は理を知るのみ、一たび理を知らば書に待つ所なし。書なるものは畢竟も人の糟粕たるに過ぎず」といい、また「学問の道は極めて簡易なり。之を時務の当否に考へ、切磋琢磨して心眼を開くに勉めば、期年にして能く有為の材たるを得んや」と述べているところから明らかなように、彼は訓誥に拘泥する学問を廃し、本多利明流の実学を主とする学説を説いた。また時務を論し、時弊を批判したので、彼の学説を奉ずる者が次第に多くなった。

作之丞の学説を奉ずるものうち、その地位のもっとも高かったのは長連弘であった。天保一四年奥村栄実が没すると、連弘がその一派（黒羽織）を結集して藩政を担当することになり、弘化・嘉永期には割場奉行に関沢房清、算用場奉行に水原保延、勝手方に近藤信行を配して藩政の改革を試み、その成果に見るべきものがあつた。しかし安政元年六月、藩主齊泰は、長一派の政權担当をもつて、党派に偏信し公平を欠くものとしてこれを追放してしまった。

さて以上は、石川県史第二編の所説にしたがって、上田作之丞の学説とその明倫堂に対する批判の一端に触れたのであるが、上田の

学説が本多利明のそれにしたがって藩政の「時弊」を正しくとらえ、その改革の進歩的方向を示したものであったかどうかを論ずることは、筆者の能力を越えた問題である。それはともかくとして、明倫堂の教学が上田の指摘するように訓詁の学に拘でいする学問であり、前述のごとく道徳的理想主義の立場を固守しようとするものであったことは事実であった。

明倫堂教学の右のような態度は、漢学以外の諸学科の取り扱いにも反映している。天保期以降における藩校改革において一般的にみられる傾向は、漢学を従来通り一貫して重視しつつも、これに習字・皇学(国学)・医学・算学・洋学などの学科を加えるか、あるいは医学・国学・洋学の各専門学校を設立するかして、全体として藩校教育の内容が著しく多様化してきたことである。こうした傾向の歴史の意義について筆者はかつて若干の考察を試みたが、要するに漢学が重視されたのは、幕藩体制をイデオロギー的に補強するという漢学本来の課題のほかに、国学とともに新たに、よりいっそう現実的政治論としての尊王攘夷論の理論的基礎を提供する役割をになうにいたったからである。水戸藩主徳川斉昭とその近臣の提唱した朱子学の名分論はその代表的なものであった。(洋学については後述する)

ところで加賀藩明倫堂の天保期改革の場合、漢学が尊王攘夷論の理論的基礎を提供するという意味はあまり無かったように思われる。前述のようにこの改革で強調されているのは「国家||加賀藩のため」であり、またそのための人持・頭分など上級士族の教育の重視であった。すなわち封建的イデオロギーとしての漢学の重視であって、そこには藩を越えた統一国家を志向する政治理論||朱子学の名分論への自覚という徴候はみられなかった。

加賀藩明倫堂の場合、その発足当初から和学が学科の中に加えられていた。しかし文政期の学制改革では、すでに述べたように、和

学・算学・医学など漢学以外の学科については触れていないのである。そして天保の学制改革では、前述した「明倫堂御規則」の中に、「国学・律学・礼法・算術等稽古をも追々可被仰付候。是等之義は追而可申渡」とあったが、その「毎月稽古割」では和学と律学は廃止されているのである。そして嘉永五年(一八五二)五月石黒嘉左衛門が明倫堂で国学を講ずることを命ぜられ、翌六月にいたつてようやく国学講書の日が定められ、そして安政六年(一八五九)四月、国学の会読を開くことが達せられるという状況であった。したがって少くとも天保期学制改革の段階では、漢学と同様国学を現実的な政治的教養の学問として取りあげる意図は無かったと思われる。

以上要するに、明倫堂の教育内容を全体としてみた場合、経世済民の実学すなわち経済学的分野を欠いていたことが特徴的である。このため明倫堂教学は、依然として伝統的な米穀第一主義の経済に固執する藩財政政策に対し、本多利明流の、国内産業と貿易の振興による富国強兵策を提起することはできなかった。そしてそのことは、自らの学問(漢学)を歴史的現実にも媒介させることをいっそう困難にし、このため明倫堂教学は、朱子学の名分論程度での政治理論すら提起することができなかったのである。

注1 日本教育史資料第二冊

13	同	加賀藩史料第一五編	五三一	三七六頁
12	同		五三一	
11	同		五五頁	
10	同		九八頁	
9	同		一〇四頁	
7	・8	同	一〇五頁	
6	同		一〇四頁	
5	同		一〇二頁	
4	同		一〇三頁	
3	同		一〇一頁	
2	同		九八頁	
			二〇一頁	

14	同	三八四頁
15	同	六五―六八頁
16	同	二〇七頁
17	同	第一 一五七―一五八頁
18	同	日本教育史資料第二冊 一八〇―一八一頁
19	同	一八五頁
20	同	一八二頁
21	同	一八三頁
22	同	一八二頁
23	同	一九二―一九四頁
24	同	石川県史第二編九四九頁以下。奥村榮美にとって恐るべき人物として寺島藏人と上田作之丞の二人がいた。これを「前門虎を逐へば後門至る」と称したという。以下上田作之丞と黒羽織党に関する記述はすべて石川県史第二編による。
25	同	拙稿「幕末における藩学の近代化について」本紀要第一一号所収
26	同	加賀藩史料幕末編上 三五六頁
27	同	同 三六四頁

### 六、壮猶館の設立と洋学受容の態度

#### (一) 壮猶館の設立

アメリカ東印度艦隊司令長官ペリーが、軍艦七隻を率いて再び神奈川沖に来泊した安政元年、その年の五月藩主斉泰は柿木畠に火術方役所を設け、八月これを壮猶館と改称した。その目的は藩士に洋法による練兵、とりわけ西洋流砲術の研究と訓練を実施するにあった。

学科は、当初は砲術と合図であったが、後に馬術、洋学、医学、洋算、航海、測量学となった。砲術は、はじめ蘭式、後に英式ついで仏式に変わった。洋学は、はじめ蘭学、後に英学に改められた。蘭医学の会読は文久二年から、航海・測量学は同三年から、洋算は明治元年からそれぞれはじめられている。

なお文久二年能登鹿島郡矢田・万行二村の地境に七尾軍艦所を設け、置して壮猶館に付属させ、航海術の実地訓練を行なった。

壮猶館の会読割及び砲術稽古割はつぎの通りである。

嘉永七年丙寅即ち安政元年十一月左之通り会読割
三八 朝五半時ヨリ 砲術發揮火機篇
夕九時ヨリ 船砲新篇
五十 朝五半時ヨリ (但十五日并大ノ月晦日除之) 練卒訓語
夕九時ヨリ 煩砲用法
右当廿八日より始り候
砲術稽古割
二々 九時ヨリ 小川群五郎門弟
七々 同 加藤九八郎門弟
壮猶館稽古割(安政三年辰四月廿八日被仰出)
二々 朝 小川群五郎門弟 夕 大橋作之進門弟
三々 朝 南部平蔵、加藤九八郎門弟 夕 齊藤新左衛門門弟
四々 夕 小塚平、米林貢、白江孫平次門弟
六々 朝 野本七郎左衛門門弟 夕 福井安右衛門門弟
七々 朝 早川源五右衛門門弟 夕 小川群五郎門弟
八々 朝 加藤九八郎門弟足輕 夕 河野久太郎同志
九々 朝 小川権之助門弟

右の稽古割によっても明らかのように、壮猶館の場合は、明倫堂のような身分による出席日の区分は無かった。これは、一つには砲術は武術の一種であり、したがって流派とそれに基づく師弟関係が重視されていたということにもよるが、より重要なことは、洋学に関する限り身分をこえて修学の自由が認められていたことを意味していたということである。

#### (二) 洋学受容の態度

天保期以降の藩校改革にみられる顕著な傾向として、漢学とりわけ朱子学は単に幕藩的イデオロギーとして強化されたのみならず、現実的な政治理論としての尊王攘夷論の基礎を提供するものとして重視される点のあったこと、そして加賀藩明倫堂の場合は後者の点があまりみられなかったことについてはすでに述べた通りであるが、それでは洋学受容の態度はどうであったらうか。

嘉永六年十一月藩はつぎのように布達している。

(上略) 此度西洋砲術練習之儀は被仰出も有之追々熟達之者も相増世上広く行はへき儀に付此節より蛮語之分都て国語に訳し相唱若難訳儀は別段に唱呼相立蛮夷之挙動に不押移様心掛修業可致候且又大船製造之儀は猶更新規之事に候得は是以唱方等其心得可有之候畢竟彼方之利器要術を取此方之武備相用候事に付船炮其外要用之器械蛮製相用候儀は聊不苦事に候得共万一新規を好猥に蛮語を唱夷風に倣ひ候様成行候ては御国威にも拘り不<sub>(4)</sub>易事に候条心得違無之様可致候(下略)。

この布達は、幕府が同年同月に布達したものとほとんど同文のものであるから、藩独自の見解を示したものであるかどうか疑わしい。その要旨は、西洋の「利器要術」を学ぶのは藩の「武備」に用いるためであつて、そのさい「万一新規を好猥に蛮語を唱夷風に倣ひ候様成行候ては御国威にも拘り不<sub>(4)</sub>易事」に候条心得違無之様可致候」として蛮語の使用を禁じたものである。

ここでは、西洋の「利器要術」を学ぶさい蛮語を使用することによつて「夷風」に染まることを最も警戒しているのである。そこには、佐久間象山や橋本左内など当時の進歩的インテリが説いた「東洋道徳、西洋芸術」という態度にあい通ずるものがみられる。すなわちそれは、近代科学や知識・技術は西洋のものを積極的に受け入れるが、それらを駆使していく主体としての根本態度(人間関係)は、東洋の精神(道徳)によらなければならないというものである。幕府や西南雄藩も、洋学に対してはこのような態度であつた。ところで問題は、西洋の芸術(知識や技術)という場合、その範囲をどこまで認めるかであつた。文久二年(一八六二)九月、藩主前田斉泰は、「軍制之儀」に関しつぎのような親翰を發している。

#### 御書取

当今之形勢に而は、第一海岸守禦之備弥可厚に付、西洋新伝輕便之砲をも取用ひ、彼之利器を取て此方之軍備之一助与可致候得共、中に者悉皆西洋之陣制に相改候様に与之議論も有之といへ共、西洋に於て至当之軍制も此土に取て用ひ難き趣も可有之、戦勝之元は全く軍制のみにも無之哉与存候得ば、他國之儀は如何様に有之候共、当家に於ては本朝固有之勇武を本とし、皇國之兵法を以唯今にも一戦快く可致覚悟に候条、兎角国内一致に

心力を尽さずしては、堅を破り銳を挫くの功も有之間敷、万般之軍法も其元一致に有之事与存候間、何れも此方之意を体し、一際忠憤を興起し、武勇を奮へ、専ら皇國之御為を存候様有之度候。此段被相心得、家中一統にも申聞候様々々可被申渡候。(6)

#### 九月

すなわちこの親翰では、海岸の防備を固めるために、西洋の「利器」を採用して軍備の一助にすべきではあるが、軍制(部隊の編成や戦闘法)に関しては、他藩がどうあるうとわが加賀藩では、「本朝固有之勇武を本とし、皇國之兵法を以」つてするといふ藩主の決意が示されているのである。すなわちここで採用される「西洋芸術」の限界は「利器」(兵器)そのものであつて、それを使用して戦う戦術や部隊の編成はすべて「本朝固有之勇武」と「皇國之兵法」によるといふのである。

ついで文久三年七月、斉泰は壮猶館の教育に關してつぎのような親翰を發している。

壯猶館建置候儀は、彼之利器を熟察之上取捨いたし取用候為之儀に候。左候へば教諭方等、都而彼之法則に拘泥いたし候儀は心得違に候間、彼御法則に不拘、我國実用之宜敷所に活用せしめ候儀專要与存候。是迄西洋法を相学候者、其本意を失ひ候族は、自然与夷狄之風習に染着いたし候。ケ様に而は追々夷狄之俗に相成、不容易次第に付、身体動作等成限一変せしめ候而取用候様有之度存候。

一、諸士小銃打方之儀も、卑賤之者同様に而は有之間敷候得ば、以来足並稽古は差正可申候。諸士足並稽古いたし、或は太鼓打習候に付、自然与武術之稽古等閑に相成、士氣を失候にも到り候得ば、士列以上之者彼方之太鼓稽古いたし候儀も差正可申候。

一、銃卒之儀は卑賤之者之儀に候へば、格別に候得共、是以一変せしめ可然候。併銃卒之儀は、足並等指止候与申に而は無之候得共、可成文夷風を省き度、此所は役人共其心得て工夫いたし候はゞ、如何様に可相成儀与存候。

右之外にも、猶又各心附之儀有之候はゞ、可被申聞候。兎角右に申入候通り、夷狄の風俗に習染いたし、皇國之美風を不害儀本意与存候。(7)

すなわちこの親翰によると、壮猶館設立の目的は、西洋の「利器」の良否を検討してその採否を決定することである。したがって

その教育が、もし西洋流の軍制にとらわれているとすればそれは誤りである。西洋流の軍制にとらわれることなく、彼の「利器」をわが実用に活用することが肝要であって、この点を忘れて西洋流の軍制を学ぶから「夷狄之風習に染着」してしまうのである。

そこで壮猶館の教育では、諸士の小銃打方の稽古は「卑賤之者」と同じであってはならないから、以後「足並稽古」(部隊訓練)は取り止める。これらの稽古は、武術の稽古をおろそかにし、士気を失わせるおそれがあるからである。他方、銃卒は「卑賤之者」であるから特別で、「足並稽古」を取り止める必要はないが、できるだけ夷風に染まらないよう、関係者の工夫が必要である、というのである。

ところでこうした親翰が二度にわたって下達されたということ、藩内に親翰の方針に「不心服之者」が少なからずおったからである。とりわけ算用場奉行水原清五郎や壮猶館主付横山内蔵助・岡島喜太郎・永原甚七郎らは「西洋流偏信之者」として指弾され、齊泰はこれらの壮猶館の関係者の「指替」を考慮したほどであった。そして文久三年一二月、三度び「西洋之儀は利器を取候迄に而、風習を慕ひ候様相成候而は、廉恥之氣節を取失ひ、只利得に走り、自ら万般に其風押移り、士氣振興之障りとも相成、彼是弊害不少様に存候」という親翰を發したのである。

しかしこの親翰も「西洋流偏信」をおさえるにはあまり効果が無かったようである。この親翰の出された直後の一二月二二日、海防方主付である本多播磨守・長大隅守・奥村内膳の三重臣は、「西洋流」でなければ海防整備の見込みも立たないとして、海防方御用の辞任を申し出た。そして重臣奥村伊予守もこれに同調した。しかし齊泰は、「先づ是迄之通可被相動候」としてこれらの辞任を認めなかった。

しかしこれで問題が解決したのではなかった。齊泰は、翌元治元年(一八六四)一月、「兎角我意を張、各示談方一和不致体に付」

という理由で本多播磨守の月番・加判及び城代方用の職を免じ、翌二月には四度び親翰を發し、こんどは「西洋流」の採否は心構の問題であるとし、「西洋流取用ひ候にも、人々之心得に有之事に而、彼に心を被奪と、我に心定相立、彼之利器を取て眼とするの違に候へ者、其貌は同敷様に而茂、其心根に至り候ては懸隔之違に有之候」と述べている。このようにその「心根」に伝統的精神をすえる洋学受容の能度は、ようやく「東洋道德、西洋芸術」という方針に近づいてきていることが明らかである。

長大隅守はこの親翰にも納得せず、またしても海防方御用主付を辞退しようとしたが、三月前田慶寧(後の一四代藩主)の「敢而西洋流を御捨被遊候思召に而は無之候へ共、御手広に被仰付候而は御軍制等之指障にも相成候儀、程能不被仰付而は不相成、——何れ一概に心得候ては相成間敷と思召候間、是等之処得と思慮いたし」という説得にしたがってようやくこれと妥協することとなった。

以上みてきたように、加賀藩における洋学受容の態度は、海防整備という現実的要求から、受容する西洋の芸術(知識・技術)の範囲をなるべく「御手広」にしようとする海防方や壮猶館の立場と、これを最少限にとどめ、もって幕藩体制のイデオロギー的支柱である封建道德が、「西洋流」の近代精神によって侵食されるのをできるだけ防ごうとする保守的藩主の立場との妥協によって成立し、「東洋道德、西洋芸術」の方向をめざしたのである。

注1 日本教育史資料第二冊(〇八頁壯猶館の項による。なお壯猶館の設立・教員組織・生徒就学状況などについては石川県史第三編二三四—三三七頁参照)

- |   |   |      |
|---|---|------|
| 2 | 同 | 二〇九頁 |
| 3 | 同 | 一一〇頁 |
| 4 | 同 | 六七七頁 |
| 5 | 同 | 第七冊  |
| 6 | 同 | 第七冊  |
| 7 | 同 | 第七冊  |
- 拙稿前掲論文参照  
加賀藩史料幕末編上巻一二九三—一二九四頁  
一四二八頁

